

平成 25 年 11 月 26 日

第 1 回

柳町小学校教室等増設
検討委員会会議録

柳町小学校教室等増設検討委員会会議録

平成 25 年 第 1 回

日時：平成 25 年 11 月 26 日（火）午後 6 時 30 分

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	原 口 洋 志
	委 員 長	藤 田 恵 子
	副 委 員 長	久 住 智 治
	委 員	熱 田 直 道
	委 員	竹 田 弘 一
	委 員	北 島 陽 彦
	委 員	木 幡 光 伸
	委 員	鵜 沼 秀 之
	委 員	鷹 田 芳 郎
	委 員	豊 泉 久 子
	委 員	原 廣 介
	委 員	松 本 絵 美 子
	委 員	前 嶋 浩 文
	委 員	上 原 裕 之
	ア ド バ イ ザ ー	長 澤 悟
「欠席」	委 員	滝 澤 智
「説明のために出席した学務課職員」	施 設 係 長	山 野 辺 龍 太
	主 事	木 村 健

平成25年

第1回 柳町小学校教室等増設検討委員会

平成25年11月26日(火)午後6時30分

場 所 教育委員会室

次 第

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員の紹介
- (5) 委員会の運営等について
- (6) 議題
 - ① 検討委員会設置までの経緯について
 - ② 文京区立柳町小学校の増設教室等について
- (7) その他

(1) 開 会

(18 : 30)

○施設係長 まだ見えていられない方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまより第1回の柳町小学校教室等増設検討委員会を始めさせていただきたいと思えます。

本日は、皆様方ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局を務めます教育委員会学務課施設係長の山野辺と申します。本日は第1回ということで、冒頭は事務局のほうで進めさせていただきたいと思えます。

会議の始まりに当たりまして、まず、皆様のご発言を録音させていただくためにマイクを設置させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、本日の出欠状況と配付資料について確認・報告をさせていただきます。

まず、出欠の状況でございますが、事前に柳町小学校副校長の滝澤委員からは欠席のご連絡をいただいております。そのほかの方は皆さんご出席になっております。

続きまして、配付資料でございますが、次第をごらんいただければと思えます。

資料第1号は「柳町小学校教室等増設検討委員会設置要綱」、資料第2号が委員会の委員名簿、資料第3号として「委員会の運営等について(案)」、資料第4号として「委員会日程(案)」、資料第5号が「柳町小学校配置図」、資料第6号が「建築諸条件」、資料第7号が「必要な教室数について」ということでございます。その後参考資料として、「参考1」から「参考6」までがございます。

皆さん、事前に送付させていただいておりますが、何か足りない資料がございますでしょうか。ございましたらお声をかけていただければお持ちいたします。よろしいでしょうか。

送付資料の中に一部記述の修正等がございます。今、お手元に当日配付資料ということで差し替え用に置いてある資料がございます。1つは、今回の委員会の次第です。もう1つが資料第1号の設置要綱で、委員の役職名を訂正させていただいております。同じように資料第2号の委員会の名簿についても、所属等の肩書を一部修正させていただいているものがございます。資料第3号につきましても、てにをはの部分で修正をさせていただいている部分がございます。後でまた詳しくはご説明をさせていただきます。最後に、差し替えとして資料第7号の1のところに、「35人学級」を「35年学級」と記述が間違っておりましたので、そこを修正させていただいております。

以上が資料になります。

(2) 教育長あいさつ

○施設係長 次第に従いまして、第1回目ということで教育長にごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

○教育長 こんばんは。教育長の原口です。本日、柳町小学校教室等増設検討委員会に、ご多用中のところご出席いただいて本当にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

これから余り時間はないんですが、約半年間かけて柳町小学校の教室増設についてご議論いただきたいと思います。子どもたちにとって有益な検討結果の報告を期待しておりますので、よろしく願いいたします。この柳町の増設については、これまで学校の中で既存校舎で対応してきたんですけれども、ここに来て、26年までは何とかもつんですが、27年度以降、かなり厳しい状況になっております。7月以降、さまざまな形で我々も検討を重ねてきたんですけれども、政策調整会議というところで諮ってきたところ、やはりほかの改築と同じような形で検討委員会を開いて議論をしたほうがいだろうという結論に達しております。その会議がこの検討委員会でございまして、よろしく願いたいと思ってございます。

区のほうも、さまざまな公共施設の改築とか、また教育委員会にあっては四中公園、六中とか窪町等新しくなってきましたけれども、まだまだ改築しなければいけない部分があります。六中が今度、改築がほとんど完成しまして、その後も重点施策で出していくんですけれども、明化とか誠之小学校の改築も迫っております。並行してこうした柳町の増築とか、本郷も足りなくなってくるという状況があつて、改築しながらも子どもの数に合わせた増築、それ以外にも一定の大規模改修もあるというようなことも兼ね合わせながら、一貫してお金もかかることですから、その辺も考慮しながら、バランスよくつくっていかなくちゃいけないということもございまして。そうしないと、区のほうの政策判断もなかなか出ていかないということもありますので、ひとつバランスのよい結論をお願いしたいと思っております。

何はともあれ柳町の子どもたちにとって必要な教室数を確保しまして、良好な教育環境というのは絶対でございまして、ひとつよろしく願いします。ベストが一番いいんですけれども、いろんな課題がありますのでベストということもなかなかできません。ですので、この6カ月の中で、ベターな結論が出れば本当に幸いでございます。

冒頭に当たりまして一言お願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。本当にお忙しいところ、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○施設係長 ここで教育長は退出させていただきますので、よろしく願いします。

なお、委員の委嘱状につきましては席上に配付しております。時間の関係もございますので、交付は割愛させていただきたいと思っております。

(3) 委員長あいさつ

○施設係長 引き続きまして、次第の(3)に移ります。お手元の資料第1号の「設置要綱」をごらんください。

「設置要綱」第5条に、「委員会に、委員長及び副委員長を置く」、第2項として「委員長は教育推進部長とし、委員会を総括する」と規定されておりますので、冒頭、教育委員会の教育推進部長である藤田委員長よりごあいさつをお願いいたします。

○藤田委員長 こんにちは。教育推進部長の藤田でございます。当検討委員会の委員長を要綱により仰せつかることになっておりまして、私にはちょっと荷が重いということなのですが、皆様のご協力を得て進めていきたいと思っております。

先ほど教育長も申しましたように、ことしの7月から4カ月近くをかけまして、柳町小学校の教室増設について私ども教育委員会からご提案をして、PTAを中心とする柳町小学校の学校関係者の方々と協議をしまいましたが、大きな合意形成ができませんでした。いろんな論点、問題を残したままとなっておりますので、こうやって関係者が一堂に会しまして、それを1つずつ議論して大筋の合意をつくっていききたいという会議体でございます。

今まで検討してきた案やいただいたご意見を土台にして議論を進めていきたいと思っております。そのためにも、本日は合意形成のための共通認識を図るのを一番の目的にまいりたいと思っております。合意形成をしなければいけない点は本当に多々あるわけですが、何よりもまず柳町小学校の子どもたちの教育環境の確保、ある意味、地域の核となる小学校の存在、そういうものを考えていけば必ず一致できる点はあるはずと思っております。そのために保護者、学校、地域代表の皆様と私ども行政の関係者と、こうやってメンバーとなっているわけですから、よろしく願いしたいと思っております。

今回、本当に心強いのは、教育環境のプロでいらっしゃる長澤先生にアドバイザーとして入っていただきまして、全国各地の学校の建築に携わられた点からいろいろなアドバイスをいただけるということを大変心強く思っております。依頼に参りましたときも、長澤先生から、100%区の味方ができるとは限らないけれども、持っている知識の中でお役に立ちたいという大変心強いご意見をいただいておりますので、区民代表の皆様からも、納得のいくご質問等をしていただいで進めていけ

ればと思っております。

皆様それぞれのお立場から出席をしていただいておりますので、率直な意見を出していただき、教育長も望んでおりましたように、大卒の合意をここでつくって、なるべく早い段階で柳町小学校の教室増設に向かって行動を始めたいと思っておりますので、私の拙い進行になるとは思いますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

(4) 委員の紹介

○施設係長 引き続きまして、委員の紹介に移らせていただきたいと思います。資料第2号の委員名簿をごらんいただければと思います。

ただいま委員長のほうからごあいさつがありましたので、委員長に引き続きまして、副委員長のほうから、名簿に従って順次一言自己紹介をお願いしたいと思います。

○久住副委員長 皆さん、こんばんは。企画課長をしております久住と申します。

柳町も含めて、区の人口増については非常にありがたいと思っておりますけれども、それに伴って施設整備についても、皆様と話し合いをしながら進めていかなければならないと思っております。この会議の中でさまざまなご意見をいただきながら進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○熱田委員 教育改革担当課長の熱田と申します。この柳町の増築に関しましては、増築の前の児童数の推計といったところからかかわらせていただいております。この会議の中で皆さんからまたいろいろご意見をいただきまして、会議がよりよい方向になっていければ、よい学校ができればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○竹田委員 皆さん、こんばんは。学務課長の竹田と申します。私は学校施設の担当をしている者でございますので、どちらかというとな事務局の人的なところもあるとは思いますが、委員として柳町小学校の教室増設について実りあるものができればと思っておりますので、皆様方のお知恵をかしていただければと思います。また、冒頭、教育長からもありましたけれども、皆様方の100%のベストな案はなかなか難しいのかもしれませんが、それぞれの皆さんがこれだったらよろしいんじゃないか、納得できるのではないかという案ができればと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○北島委員 こんばんは。教育指導課長の北島でございます。学校教育を主管してございます。よろしく願いいたします。

○木幡委員 児童青少年課長の木幡でございます。育成室、学童保育のほうを所管している課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鵜沼委員 施設管理課長の鵜沼と申します。私は実際に整備をする工事の担当ですので、皆様のご期待を受けて実行する役目になるんですが、その検討のプロセスを見せていただいた上で、ご期待に沿えるような建物、ハードの整備をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鷹田委員 文京区の町会連合会の副会長を務める鷹田でございます。私は昭和 15 年の卒業で、ちょうど 70 周年で気合いが入っております。よろしくお願いいたします。

○豊泉委員 礪川地区委員会の豊泉と申します。柳町は本当に私の地元なので、気になりながらも、いろんなご意見を聞きながら私も参考にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○原委員 こんばんは。小学校 P T A 連合会の会長をしています原と申します。私は小学校 20 校の代表ですので、全体の中での意見ということでお話しさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本委員 こんばんは。柳町小学校校長の松本です。今回は本校の増築にかかわる検討委員会ということで、本当に多くの皆様にお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○前嶋委員 柳町小学校 P T A 会長をしております前嶋と申します。P T A の会長ということから、児童と、今まで児童がお世話になった地域の方々、両方のことを考えながら議論させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○上原委員 同じく柳町小学校 P T A 副会長をしております上原といいます。よろしくお願いいたします。

○長澤アドバイザー この柳町小学校の委員会のアドバイザー役を仰せつかりました東洋大学の長澤でございます。東洋大学で白山だと便利だったんですが、理工学部は埼玉の川越でございます。初めてですので、若干自己紹介をいたします。

文京区の学校づくりでは、六中の設計者選定のときに委員としてかかわらせていただきました。そのときの会議の様子を見て、それぞれの委員がとにかくいい学校をつくるということを共通の思いとして持った上で、非常に忌憚のないところで率直に意見を言い合う。それが大変印象に残っております。現在、東日本大震災の石巻とか大船渡の学校の復興などにもかかわっておりますが、23 区でも幾つかの区で学校の改築にかかわっています。

都心の学校の改築は本当に大変だと思います。特に建設中の子どもたちの教育環境と安全をどう

確保するかということと、一方で、それによって、将来の本来ありたい姿と違わないようにという両面で。今回のような一部の教室の増築は、ある意味で、それ以上に難しいところがあると思います。それはどこにつくればいいのかということだけではなくて、必要な教室をつくるだけではなくて、本当はクラス数がふえると職員室にしても、学校全体のあり方がその中で検討されなければいけないというところもありますし、その辺で、これまで議論を重ねてこられたということでお伺いしております。

いろんなところで学校をつくる時に、いつも最初に申し上げるのは、ソフトとハードをあわせて学校づくりと呼んでおりますけれども、そこでの学校づくりをする理念あるいは目標をきちんと立てて、それを最初に共有することだと思ふ。つまり、事をなすときには、個々の判断についてはいろいろ意見が分かれるところがあると思います。先ほど納得のいく答えをとというお話がありましたけれども、納得というのはしようがないということで納得するのではなくて、個々考えは違うところはあるけれども、みんなが最初に思いを共通にした理念とか目標に照らしたときに、細部は自分の思いと違うところはあるけれども納得できる。ぜひそういう形の納得できる姿をつくり上げて、また広く学校の関係の方々に示していく。それがこの委員の皆様のご役割ということになると思います。その議論を進める上で少しでもお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ちょっと長くなって失礼いたしました。

○施設係長 最後に事務局のほうですが、私のほかに、学務課施設係の木村でございます。よろしくよろしくお願いいたします。

○主事 よろしく申し上げます。

(5) 委員会の運営等について

○施設係長 引き続きまして、(5)の「委員会の運営等について」に移らせていただきます。資料第3号及び第4号をごらんください。事務局のほうから運営等についてご提案がございますので、よろしくお願いいたします。

○主事 それでは、資料第3号の「委員会の運営等について(案)」をご説明させていただきます。

1 委員会の公開等について

柳町小学校教室等増設検討委員会(以下「委員会」という。)は、原則として、委員会が開催する会議は公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表する。

2 委員会の開催の区民周知

委員会の開催予定を区ホームページに掲載するとともに、傍聴の案内は、開催日 2 週間前までに、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区報及び区ホームページに掲載し、周知する。

3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、原則として 10 名とする。

傍聴者の受付は、委員会の開催当日、会場において先着順に行う。ただし、同伴の幼児・児童の保育を希望する場合には、委員会開催日の 1 週間前までに事務局に申し込むこととする。

4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

- (1) 危険物やマイク・プラカード・旗その他の示威行為に係るものなど、他人に迷惑を加えるおそれがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 会議中に飲食・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手など委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
- (4) 上記に掲げるもののほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

5 委員会の撮影等

委員会を撮影・録画・録音などをしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする。

6 委員会資料の取扱い

委員会資料は、傍聴者にも配付する。

委員会資料は、会議終了後、速やかに（概ね 1 週間以内）行政情報センター（シビックセンター 2 階）に行政資料として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

7 委員会会議録の取扱い

委員会会議録は、発言者名を表記した全文記録方式とする。委員会会議録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会会議録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

委員会会議録は、会議終了後、速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続きを経て、会議開催から概ね1か月を目処に公表する。

確認手続きを経た委員会会議録は、会議資料とともに、行政情報センター（シビックセンター2階）に行政資料として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

8 委員会の代理出席について

委員がやむを得ない事情により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員本人、または委員の属する団体の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

9 その他

上記に掲げるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会で定める。

資料第4号「委員会日程（案）」。

第1回、本日になります。平成25年11月。第2回の予定は平成25年12月です。第3回といたしまして平成26年1月。第4回といたしまして平成26年2月。第5回、平成26年5月。第6回、平成26年6月。この6回の日程にしたいと思っております。

先ほどの資料第3号の8「委員会の代理出席について」ですが、この趣旨は、毎回違う人はちょっとご遠慮願いたいということです。継続的に出席できる人に限って、代理出席を認めることとするという趣旨でございます。

以上です。

○施設係長 以上が事務局からの提案内容でございます。この案の内容についてはいかがでしょうか。ご意見があればお願いいたします。

○前嶋委員 日程のところなんですけれども、3月、4月が抜けているのは多忙ということで抜けているのでしょうか。

○施設係長 議事内容が中間報告書（案）の作成となっておりますので……。

○竹田委員 済みません。私から補足させていただきます。実は3月、4月が抜けているのは、大変申しわけないのですが、学務課の事務上の日程がございまして、この時期、学務課として事務局運営をやっている余裕がない。超多忙時期ということもございまして、ここは割愛させていただきました。

○藤田委員長 新学期の教室が急に必要になったり、学務的な調整等がございまして、3月、4月はちょっと身動きがとれないということで、あえて外させていただいております。ご了解していた

できればと思います。

○前嶋委員 わかりました。

○施設係長 そのほかにはございますでしょうか。

○藤田委員長 私のほうからちょっとお諮りしたいと思っておりましたのは、5の「委員会の撮影等」ということをごさいますて、これは大分前のものをそのまま引き継いでいるのですが、最近、録画・撮影等でユーチューブ等全く関係のないところに映像等がアップされて、自由な発言に支障が出るようなケースもあるように聞いております。皆様にこれで（案）としてお示ししておりますのは、このままお願いするという趣旨ではなくて、ここで修正が十分きくということで、ここで決めたものをこの会の運営にはずっと適用しましょうということでお示ししておりますので、ご意見等がございましたらお願いしたいと思います。

○原委員 録音は会議体自体がもうしているので問題ないと思いますけれども、委員長おっしゃるとおり、映像が全く違うところで公開されるのは趣旨が異なってくると思いますし、分割されたり、全体が出てくるとは限らないので、映像の録画はご遠慮いただきたいと思います。

○施設係長 今ご意見が出ましたので、録音は原案どおりということで、録画・撮影は、今の意見に従いますと、修正してこちらからは削除するということがよろしいでしょうか。録音だけという形でよろしいでしょうか。

○久住副委員長 録音される傍聴の方からも、あらかじめ申し出ていただくということですね。

○施設係長 そういうことです。

○藤田委員長 これは委員の方も、傍聴の方もということでいいんですね。

○施設係長 はい。いかがでしょうか。皆様、今の修正の内容でよろしいでしょうか。

○前嶋委員 済みません。修正内容をもう一回言ってください。

○施設係長 読みかえますと、「委員会を録音などをしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする」ということで、撮影・録画は……。

○鶴沼委員 そうじゃなくて、録画は禁止にしようという話でしょう。

○藤田委員長 撮影と録画を消して、録音だけ残るということですね。

○鶴沼委員 すると、「など」が残ってしまう。

○藤田委員長 「など」もとりますね。

○鶴沼委員 「録音のみとし、する場合であっても、許可を得てからすること」というのが一番正確なような気がするんです。「など」を残してしまうと、結局、延長としての録画という疑問が本文

から読み取れなくなってしまうので、「記録については録音のみとし、それでも許可を受けてすること」というのが、議論されているもののアウトプットとすると近いのかなと思います。

○施設係長 では、改めて修正内容を確認させていただきます。「委員会の記録としては録音のみとし、録音をしようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする」という内容でいかがでしょうか。

○竹田委員 私の言葉で言いかえてみたいと思うんです。私は単純に考えていたんですけども、今のやりとりの中で、単純に「委員会を録音しようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする」というぐらいでよろしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○久住副委員長 そうすると、タイトルの「撮影等」も「委員会の録音」もしくは「記録」なり、それにふさわしいタイトルに変えていただいて。

○藤田委員長 5は「委員会の録音」ですね。

○施設係長 では、項目も「委員会の録音」としまして、「委員会を録音しようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする」という文章に修正、変更させていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(はい)

○施設係長 以上を含めまして、全体について（案）をとらせていただいて、運営を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日も傍聴の受付方法につきましては、先ほど（案）の中で説明をしました内容に基づいてとり行いましたことをご報告いたします。今現在、室外に待機している傍聴希望の方を入室させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

(傍聴者入室)

○施設係長 では、会議に先立ちまして、傍聴の方にご連絡したいことがございます。

ただいま配られた資料の第3号に「委員会の運営等について」がございまして、これを委員の皆様にお諮りした結果、5の「委員会の撮影等」という項目が修正されましたので、改めて修正内容についてご説明をさせていただきます。

5の「委員会の撮影等」が「委員会の録音」と変更になりました。本文も、記述は「撮影・録画」と書いてございますが、修正した結果は「委員会を録音しようとする者は、あらかじめ委員長の許可を受けるものとする」という内容に変更しましたので、記載内容が一部変更になりましたことをご理解いただいて、それを前提として傍聴をお願いしたいと思います。

事務局からは以上でございます。引き続きまして議事に移りますので、委員長のほうから議事の進行をお願いいたします。

(6) 議題

① 検討委員会設置までの経緯について

○藤田委員長 それでは、次第にのっとりまして、本日の議事に入りたいと思います。

まず初めに、①検討委員会設置までの経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

○施設係長 引き続きまして、事務局のほうから説明をさせていただきます。資料第7号の後に、先ほど申しました参考1から6がございますので、そちらのほうをごらんいただければと思います。これは既に公になっているものなので、おさらいという形でご説明をさせていただきます。

まず、参考1「文京区立小学校教室対策の検討結果報告」でございます。これは昨年12月から、文京区立小学校全体について、年少人口や今後の需要を精査していく必要があるため早急に検討する必要があるということを受けて検討しまして、ことしの5月に検討した結果の報告がございました。

2の検討結果の中で、「具体的な対策が必要と思われる区立小学校」として、柳町小学校、本郷小学校という2校が挙げられました。とりわけ柳町小学校につきましては、「通常の学級の在籍児童数が伸び始め、学級数も増えている状況にあり」、「既存校舎内において既に普通教室への転用を進めているため、今後の将来需要に対応する教室数を確保していくことは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」という報告がございました。

続きまして、参考2に移っていただきたいと思います。今の結果報告を受けまして、教育委員会のほうで新たな柳町小学校の教室対策についての整備方針案を検討させていただきました。その結果が以下の内容でございます。

1が学級数の推計でございます。2が整備方針案になっております。その結果、26年度現在の教室数からの不足分として、9教室の増築により確保することが必要であるとうたっております。(3)は、そのほかとして育成室の拡張または増設ということで、「地域における今後の育成室へのニーズを踏まえ、増築に合わせて育成室の拡張又は増設を検討する」。(4)として整備のイメージ図。3として、今後の予定ということで、7月に整備方針案を保護者に説明し、9月に整備方針を決定するという当初の予定でございました。

続きまして、参考3をごらんください。先ほどの整備方針案につきまして、区民等の意見を聴取

するために区民説明会を3回実施いたしました。7月から8月にかけてでございます。ここで寄せられました区民の意見とそれに対する教育委員会の見解は、参考4に載せてございます。その意見を受けまして、当初9月に整備方針を決定するという予定でしたけれども、さまざまな観点からの意見が出ましたので、それを踏まえまして工事期間中の影響や財政的側面について詳細に検討し、整備方針案（第2次案）を作成するというので、方向が一部修正されました。

引き続きまして、参考5をごらんください。その結果を受けまして第2次案を検討しましたけれども、「区長部局も含めた全庁的な検討・調整を行った結果、次のとおり対応することとなりました」ということで、教育委員会で決定させていただきました。1の今後の対応内容として、(1)「柳町小学校の教室対策については、学校関係者、町会等地域関係者、学識経験者及び行政からなる新たな会議体を設置し、検討する」。(2)「平成27年4月時点の教室対策は、仮校舎により教室を確保することで対応する」。2の理由として、「この間実施した保護者説明会等の意見を踏まえると、整備方針案については、今後、更にていねいな意見調整が必要だと考えられる」ということで、10月19日に教育推進部長からPTAのほうにその考え方をお示しさせていただきました。

最後に、参考6に移りますが、今月になって「柳町小学校教室等増設検討委員会の設置について」ということで、今回の委員会の設置を正式に決定させていただきました。その中では、先ほどの決定を受けまして、新たな会議体として設置し、平成26年7月を目途として検討していくことになったものでございます。「記」以下の目的及び検討事項は、そのまま資料第1号「設置要綱」の目的と検討事項に記載しております。

以上でございます。

○藤田委員長 これまでの経緯、検討委員会の位置づけ、目的等で、ご意見、ご質問のある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。特にこれは過去の経緯ということなので、あったことということでもよろしゅうございますか。

②文京区立柳町小学校の増設教室等について

○藤田委員長 次からが本日の本題でございます。②といたしまして、柳町小学校の増設教室等について検討したいと思っておりますので、柳町小学校配置図、建築諸条件、必要な教室数について、資料に基づき事務局から説明をお願いします。

○施設係長 そうしましたら、もとに戻りまして資料第5号、第6号及び第7号に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、資料第5号は柳町小学校の配置図になっております。第6号が建築諸条件の整理ということで、所在地、用途、種別、あるいは敷地面積は小学校部分でいうと6134m²、都市計画区域の別、用途地域、防火地域、その他それぞれの建築に必要な条件については、記載のとおりでございます。

続きまして、資料第7号「必要な教室数について」。これは先ほど参考資料の整備方針のところでも出ておりましたが、基本的に考え方は同じでございます。

まず、1の「学級数推計」は、平成31年度で15クラス、あとは、35人学級が拡大した場合は最大で18クラスということです。

2の「必要な教室数」は、(1) 将来需要の推計に基づく必要教室数としては31年度の15教室、(2) 教育環境確保のための必要教室等が3教室、(3) 国の制度により35人学級が全学年に拡大した場合の対応としてプラス3教室ということで、(1)～(3)までの合計により計21教室の確保が必要であるということを受けまして、現在、平成26年度に向けて、10クラスから2教室を転用によって整備しておりますけれども、そこからの不足分、差し引き9教室を確保する必要があるということでございます。

3の「育成室の拡張又は増設」は、先ほども出ましたけれども、「地域における今後の育成室へのニーズを踏まえ、育成室の拡張又は増設を検討する」。

4として、先ほどはございませんでしたけれども、「仮校舎について」ということで、「既存校舎では、平成26年度の12教室までは対応できるが、平成27年度以降は対応できないため、仮校舎を2教室以上確保する必要がある」となっております。

説明は以上でございます。

○藤田委員長 この資料第5号、第6号、第7号につきまして、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。教室等の増設という基本は、まず何室増設するかということになります。そのあたりで合意を得ておかなければいけないということから、こういう議題としておりますので、このあたりで疑問、質問のある方はどんどんお出しになってください。

○上原委員 まず、ここに書かれている数字は通常学級の教室数ということによろしいでしょうか。

○藤田委員長 それでは、この関連で、教室数の考え方とか、もともとの「文京区立小学校教室対策の検討結果報告」のところにもありますので、教室数について答えられればお願いいたします。

○熱田委員 教育改革担当課長の熱田です。児童数の推計等を担当したということで、今のお話にご答えさせていただきます。

今回お配りした参考1の資料、右肩に「平成25年5月7日」と書いているところですがけれども、

こちらに推計が書かれています。1 ページ目の下のほうにある検討内容の前提条件の考え方としては、普通教室の確保を検討するということで、対象となる通常の学級の在籍児童数を対象として出した数字になっております。

なお、この関連でお話しさせていただきますと、1 ページから2 ページにかけて考え方が書いてありますけれども、この数字の積算に当たっては、転出入については考慮していない。また、2 ページに参りまして、区立進学率を考慮して、学域内に住んでいるお子さんの何割が当該学校に行くかというところを加味しているということでございます。

また、次の教室数の考え方というところでは、学級編制基準につきましては現行の基準にのっとりまして、小学校1・2年生が35人学級、3年から6年が40人学級ということで積算をしております。

また、次のイに教室数の標準規模とありますけれども、その枠の中、必置、必ず設置する教室、それから標準設置、設置が望ましいが、やむを得ない場合は普通教室に転用する教室等、それから特別支援学級については、固定制学級の設置校のみ1校当たり2～3学級というような形で、前提条件として掲げられているところでございます。

以上です。

○藤田委員長 お答えのほうは、普通教室だけということですね。

○上原委員 今ここに書いてあるのは、必要な普通教室を考えていて、その他の、今2 ページ目に書かれている必置教室、標準設置教室、特別支援学級などの教室も含めて、今回の議論を捉えていてよいということですね。

○竹田委員 今回については、必要な普通教室についてという形になってはいますが、当然この中でも、例えば2の(2)の「教育環境確保のための必要教室等」というところで3教室という形で1つのたたき台が出ていますから、その中での議論になろうかと思えます。

○上原委員 わかりました。

○前嶋委員 結局、目的地を決める議論なのでとても重要なところだと思うんです。教育環境確保のための必要教室が3と仮定されたベースは何ですか。何と何と何が必要だと。

○竹田委員 こちらに例示として挙げてあるのですが、ことしだと10教室なので、それを12教室に普通教室を捻出する工事が行われていますが、そういうところで転用せざるを得なかった施設であったり、給食室の休憩室というのは、冒頭長澤先生のお話にもありましたけれども、例えば学校の規模が大きくなることを想定していることと、給食室についても、この先、いわゆるドラ

イ化の工事をやっていかなければいけないというときに必要な配置を確保する必要があるだろう。この辺のことを考え方で挙げているところでございます。そういう意味で、今普通教室に転用することによって、少人数指導教室などもとれないような状況になっていたり、備蓄倉庫についても、今場所は確保してありますけれども、場所を移設して、それに伴ってほかのものを、例えば更衣室なども少し制約したり、そういうのもやっていますので、そういう前提で3教室ぐらいを事務局サイドとしては考えているところであります。

○前嶋委員 そこら辺、3教室というのは、それはそれで最低限必要なところということかもしれませんが、例えば小会議室がなくなってそのまま復活しないとかいうような話になってしまうんじゃないですか。

○竹田委員 そういう意味で、先ほど熱田委員が説明した資料の2ページに、必ず置かなければいけない教室であったり、設置が望ましいがやむを得ない場合は普通教室に転用する教室等、その辺の整理に仮定されているところがあると思いますけれども、この委員会の中でも、その辺をどこまで柳町については対応すべきなのかというのは、少しすり合わせする必要があるのかなと私は思っています。

○前嶋委員 ということは、この2に関しては、後ほど議論ということによろしいんですね。

○藤田委員長 後ほどというより、本日、増設に当たって教室数は何室か、今もしご提案とかご意見があれば言っていただいて、何室確保するための計画にするのかというのがきょうの一番のテーマだと思っておりますので。

○前嶋委員 わかりました。そういうご趣旨であれば、例えばここに挙げられている3つのものがなくなるので必ず必要というのは本当に同意させていただきます。けれども、例えば地域連携のための部屋とか、会議室とかというものも、今後の小学校の運営に関しては必要になってくるのではないかと推察いたしますので、そこら辺のもの。それから、これだけ人数がふえた場合に、今、給食室休憩室になっていますけれども、給食室自身が妥当なものであるかというのはかなり厳しいキャパになっているはずですので、将来、児童がふえた場合に、給食がスムーズに賄えるかどうかということも考えていただければと思います。

○竹田委員 1点補足をさせてください。この記載は給食室休憩室という書き方をしているので少し誤解があるかもしれないんですが、ドライ化工事をするのとあわせて、子どもの規模がふえる対応も考えていくべきかなと思っている中で、その対応をするのであれば、今普通教室の2部屋分を給食室として使っているんですけれども、プラスしてやることになれば、ドライ化とあわせてその

辺の対応はできると我々は考えております。そこで実は挙げさせていただいたということで、補足させていただきました。

○上原委員 細かい議論から入ると全体が見えにくくなる場所があります。以前、この会議体に至るまでPTAのほうから区の方たちにお話しさせていただく中で、資料を作成させていただいているという経緯があります。以前お配りしたことがある資料なんですけれども、今の教室数の考え方を含めて、PTAのスタンスというか一緒に考えたたたき台のようなものになるかなと思いついて、配りたいと思うのですが、そういうことは可能でしょうか。

○藤田委員長 ここで了解がとれれば可能です。教室数についてPTA委員さんからのご提案内容ということで、意見の参考資料として資料を配りたいということですね。それでしたら、どうぞ。

ただ、今回は1回目だったので事前に了解ができなかったんですけれども、運営上、次回からは事前にお申し出いただくと助かります。

○上原委員 わかりました。

○藤田委員長 配っていただいて、ご説明をお願いいたします。

(資料配付)

○藤田委員長 教室数のところを引用してご説明をお願いできますか。

○上原委員 さまざまな過程の中で要望したものがあるんですけども、教室数にかかわるところでは8ページになります。ここでは「柳町小学校の増築工事に関する追加要望書」という形でまとめさせていただきました。要望1は、35人学級ということも今内容の中に出てきました。そして要望7にあります「教室数の確保」が今回のメインになると思います。

文京区立小学校教室対策検討委員会の報告によると、必要教室の考え方は以下のように示されているということで引用させていただきました。必置の教室、標準設置の教室ということで、今、網かけをしてあるところは、若干工事がありました関係で修正されているところもあるかもしれませんが、教育相談室、多目的室、ランチルーム、PTA室、会議室は、現在の柳町小学校にはない教室かと思えます。先ほど、通常学級のための議論ですかという話をしたら、そうではなく、こういう教室もまた想定に入れて議論していただけるということですので、標準設置、設置が望ましいんですけどもやむを得ない場合はということなんですけれども、せっかく今回新しいものをつくって地域のために、子どもたちのためにということですので、こういった教室も想定していただければと思います。

きのう六中の体育館、教室等が新しくなりまして、そちらの見学会に参加させていただきました。

やはりこういう多目的室とかランチルーム、会議室、教育相談室等々、かなり多くの施設がございまして、新しくつくるというのはこういうことなんだと、さすが「文の京（ふみのみやこ）」だなど感激したばかりなんです。本当にすばらしい教室等がありまして、こういうふうには柳町小学校も子どもたちにとってよりよいものができていけばいいなということで、すごくイメージが湧いてきたところでした。

今ここの数、幾つ必要だということでございますけれども、でき得る範囲で、予算もあるかと思うんですけれども、子どもたちのために、地域のために考えていただければと考えております。

以上です。

○竹田委員 今こういう形でご意見をいただいたところで、今委員のほうから予算の話もあったんですけれども、我々もまだ予算はこれから要求していく話なので、先の話になってはくるんです。1点、学校の増築に当たっては、国のほうからの補助金も見込んでいく必要があると思っています。今の国の考え方が、例えば教室対策で必要数に対応するといったときに、現実的に足りない部分を担う分については一定の補助金が出るのですけれども、プラスアルファの部分は現実的に補助金はなかなか厳しいところもありまして、その辺の見合いで考えながら突き合わせをしていく必要があるのかなと思っています。そういう中で、仮にこういう形で全部入れた場合に、補助対象が限られてしまうという点もあるので、その辺はまたみんなで議論していければと思っています。

○上原委員 多分一番お困りになられているのは校長先生かなと思うんです。現場にいらっしゃると会議をする、面談する部屋、本当に多くの部屋が必要になるのかと考えております。私も教員でするので理解できますが、必要な教室はたくさんあるんですけれども、現実の中で非常に困っている状況であります。今、柳町小学校の教室は、今回も工事、2教室ありましたけれども、転用してやっと教室ができているという状況なのかなと思います。そういう意味で、少し余裕を持った形で教室を設定していくことは、仮に予想よりも多くの児童たちが入学してくることになった際に、転用することができるかと考えております。

ですから、無駄な教室ではなくて、万が一の際にも本当に役に立ちますし、いずれ児童の数が減ったときにも、違う施設に転用することも可能かなと思っています。今、学校施設は学校教室だけではなくて、社会福祉施設にも転用したり、児童のために児童館に転用してみたり、施設の複合化とも言われておりますけれども、そういった形で箱があれば何にでも転用することができるということで、そういう意味では、地域のため、よりよいものを残していければと考えています。

○藤田委員長 それについては、もう一回趣旨に戻っていただきたいんですけれども、今回はあく

まで教室等増設ということにはなっておりますが、将来を見越した転用可能性までを含んだ検討会の趣旨ではありませんので、そのところはもう少し狭く考えていただいたほうがいいのかなどという点と、児童数の推計の上振れの可能性を今言われましたので、これについては推計担当としてはどうでしょうか。

○熱田委員 教育改革担当課長です。柳町小学校は、今委員長からお話がありましたように、推計は15教室という形で出ておりますけれども、確かに近隣マンションとかできている状況があつて、必ずしも15でおさまるとも限らない。これ以上にふえてくる可能性はやはり否定できないと考えています。一方で、35人学級のところですが、今、国のほうでは、各自治体で取り組みを独自に進めていて、全国一律の実施は混乱を招くから難しいということで見送ることになっています。それが今後絶対にならないかという、そこはまだわかりませんが、現時点では35人学級の拡大は国としては見送っているということです。

そのあたりとの兼ね合いで、資料第7号の2の(3)、35人学級が拡大した場合の対応の3教室という部分で、今おっしゃるような特別教室といいますか、今回必要だとおっしゃっている部屋ですとか、あるいは児童数の上振れというところには、一定対応できるのかなとは考えています。

○上原委員 35人学級の話ですけれども、全国一律での実施が見送られたというか、平成25年度と26年度の国家予算についてちょっと調べたんですが、25年度に関しては検討しているというところで、35人学級に関しては様子を見ているような段階で、26年度に関しては、逆に少人数教育の推進という形で、前よりも打ち出している方向に行っていると思うのです。その中で2100人の教員の増加、少人数学級の推進、チームティーチングや習熟度別指導の推進、この3つの中から市町村の裁量で選択的に実施できるというところになっているかと思います。

先日、文科省にちょっと問い合わせをしました。すると、やはり一律に今のところで断定的に35人学級を打ち出すことはできないんだけれども、将来的にはその可能性を探っていきたいと強く言っておりました。ですから、今は本当に政治的な部分でどちらに動くか読むことができないというところで、こういう判断をしているんだという趣旨だったと思うのです。

いずれにせよ少人数学級とすると教室数もふえますし、あるいは違う選択肢、例えば習熟度別の指導になったときも、教室の数はふえることになります。1つのクラスを応用のクラス、基礎のクラスに分けたときに、やはり教室数はふやさないとそれに対応することができないと考えます。そうでない選択肢とすればチームティーチング、単純にスタッフをつけてきめ細かな指導をするほかないということだと思います。ですから、教室数を余りふやさないということは、チームティーチ

ングで対応するというのを、方針としてある程度決めたという形になってしまうのかなと思いました。

ですから、35人学級の可能性がまだまだ大に残っているということを考えれば、ぜひぜひ今までの想定どおり考えていただくほうがよい。つまり、35人学級が拡大する場合という数を想定していただければと思っております。

以上です。

○藤田委員長 今の上原委員のご意見については、いかがでしょうか。

○北島委員 35人学級については、今委員がご説明いただいたような文部科学省の意向は報道等でも聞こえているところです。一方、東京教育委員会のほうは、他県で採用しているような少人数の学級編制という考え方ではなく、むしろ教科の授業ごとにいわゆる少人数指導、習熟の程度に応じたグループ編制をして授業ごとに対応していく。小学校の場合には算数が多いんですけども、実際には中学のほうでは、一部の学校で複数教科でそういった指導形態を導入している。それを今後更に進めていこうという考えを持っています。いわゆる第7次定数改善計画を受けて、他県が独自に行っていた学級規模を縮小して対応するという形ではなく、むしろ小1ギャップの解消で、今、小1、小2と来ていますし、3年生には移行せずに、中学校のほうで、中学校1年で35人を実施していますが、そういった移行期、接続期において人数を少なくして、なおかつ習熟度で展開するということの効果検証をしているという状況なんです。

ですので、国がどう動いてくるかで、それを受けて自治体ごとに選択するという形になったときに、他県で実施しているような形なのか、東京都が独自の形を選択するか、またそこに1クッション入りますので、そのあたりのところも見据えて考えていく必要はあると認識しています。

○藤田委員長 少人数指導教室につきましては、先ほどの資料第7号の2の「必要な教室数」の(2)で、少人数指導教室は今26年度に向けて潰させていただいて、普通教室を確保したのを復元する予定にはしておりますので、この計画でも、少人数指導教室は我々も必要だという認識に立っていると思います。

○久住副委員長 議論についていけなかったんですが、今上原委員から35人学級が拡大するかもしれないという指摘があって、資料第7号の2の(3)で35人学級が全学年に拡大した場合というのは、推計値として入っていることとは違うの。ここに入れてあるんですよ。だから、資料第7号は、35人学級について想定していないということではないということですか。そこが、ご指摘されているところと資料第7号との関係がよくわからなかったものですから。

○熱田委員 恐らく私の先ほどの発言からの流れなのかと思うんですけども、この数字は35人学級が全学年に拡大した場合は(3)のところでは3教室ということを想定しています。ただ、上原委員から、少人数指導教室ですとか、教育相談室ですとか、そういったところが必要だというご意見がありましたので、(3)で一応全学年35人学級となった分を確保はしているけれども、現実的には35人学級にならずにこの部分を使わないかもしれない。そうした場合に、少人数指導教室等に転用できる余地があるのではないかという趣旨で私は先ほど発言しました。ですので、この数字そのものは、もし35人学級になった場合も含まれているんですけども、逆に(2)のほうが足りないというのが上原委員のご意見だったと思います。

○前嶋委員 上原委員の発言は、多分そういう意図だったと思うんですね。ただ、その前の段階で、今までの実績値だけで来て、マンションが建っていて、さらに足りなくなるんじゃないですかという話のときに、35人学級が実施されるかどうかわからない。だから、そのファクターが潰し合いますよという話が出たので、その点に関して上原委員は、もともとの35人学級の想定でいってくださいよという話をしたわけです。

○上原委員 今議論に上がりましたがけれども、もともと前提としては、増築により9教室確保する必要があるという話でしたので、そこに関してはもちろんです。ただ、PTA資料の8ページ目でもお示ししているんですけども、その他、多目的室とか、ランチルームとか、会議室等のことを考えていくと、要望7の下の四角のところに書いてあるんですが、12教室分の増築をするほうが、よりよいのではないかと考えております。

もし想定以上の児童が入ってきた場合に、転用することでその危機を回避できるのではないかと考えております。ここに出ている人数の推計が、今いる子どもたちの数に0.7でしたっけ、指数を掛けたものになってたかと思えます。それが本当にどちらに振れるか、正直わかりませんし、今新しいマンションが千川通り沿いに2つ、3つぐらいできております。そういったことを考えていくと、当然マンションには小学生の子どもたちがたくさん入ってくることが予想されますので、今後は柳町小学校も3クラスずつぐらいの人数がひょっとしたら来ることになるのかなと思いました。そういうふうに単純に考えていくと、1学年3クラス、3×6、18というイメージを持っております。その教室数だけでは不足してしまっていて、それに伴うほかの教室、または育成室などもやはり重要になってくるのではないかと考えています。

○竹田委員 そういう意味で上原さんの認識と私は同じ認識で、もともとの資料第7号の数字的にも、普通教室については最大18クラスまで見込んでいる数字の資料になっていますから、先ほど

久住副委員長がおっしゃったことと基本的には同じかもしれませんが、最終的には18学級に対応するプランだと私は認識しています。だから、今までの議論の中でいきますと、2の(1)と(3)のところは、恐らく皆さんの意見の相違はそんなにかないのかなと思っているところだったんです。(2)のところを実際にどうなのかなというところが、整理していくポイントなのかなと私は考えています。

○松本委員 そのとおりだと思います。参考1の3の②の標準規模といったときの標準設置、「設置が望ましいが、やむを得ない場合は」というあたりをどこまでかなえていただくことができるのかということに尽きると思うのです。

本校では、設置が望ましい教室は、来年度当初でいくと1室もないんです。望ましいどころか、必要最低限のものしかない。だから、今回で(2)で3教室と踏んでいただいたんだと思うんです。ただ、「設置が望ましいが」ということには書かれているけれども、現実的に必ず設置していただかないとという意味合いのものが少人数指導教室だったり、教育相談室、特別支援教室のあたりで、やはり限りなく設置していただく必要があるだろうと考えているんです。

ただ、それ以外は、PTAの方たちが常時活動していただくに当たっても、本校教員が会議をやるに当たっても、別々の部屋はなくても、最低でもそういう部屋も必要だろうしということを考えていったときに、改めて資料第7号を拝見したときの(2)の3教室に挙げられているその例示が、少人数指導教室はわかるんですが、給食室休憩室、備蓄倉庫が(2)の意味合いでここに入ってくるというあたりになると、学校で考えている「準ずる教室」というのとは違ってくるのかなというあたりが、いま一つわからなかった。

あとは、(3)の35人学級がいつ、どの時点で拡大かというところの読みで、35人学級にしばらく拡大しなければ(2)と(3)を合わせて6あるから、(2)で標準というところで学校としては限りなく活用できるけれども、35人学級に移行してしまえば吐き出さなければいけないわけなので、給食室休憩室とか備蓄倉庫を除いた限りでも、最低3~4は学校としてはどうしても必要な教室数になるかなと考えています。

○竹田委員 今の校長先生のお話の中で、現状として、例えば少人数指導教室、教育相談室、特別支援教室は何を代替にして活用されていらっしゃるのですか。

○松本委員 少人数指導教室は図書室と兼ねているんです。会議室も図書室と兼ねていますので、日中諸会議等が入ると、図書室の授業もできなければ、少人数の授業もできないという非常にイレギュラーな形なんです。少人数指導教室はない中、転用してやっている。教育相談室はありません

ので、それも図書室が算数で使っていないとき、図書で使っていないとき、あるいは今度はコンピューター室を使っていないとき、それでもなければ家庭科室を使っていないときとか、いろいろ。スクールカウンセラーをことしから週2配置にさせていただいたんですけれども、スクールカウンセラーが常時いる部屋もないということで、職員室にいていただくか、あるいは常に学校内を巡回していただく。相談活動が入れば、今言ったような部屋を転々として相談活動を行っている。特別支援教室は、今、来年度仕様に新しい教室を2教室つくっていただいて、既にうち1教室が上がっていますので、そこを仮住まいとして特別支援教室は使わせていただいているのですが、それは時限のもので、4月になれば普通教室に転用しなければいけないので、特別支援教室もなくなるという状況です。

○竹田委員　すると、26年4月以降は特別支援教室は……。

○松本委員　特別支援教室は、特別支援学級の教室ではないですね。特別支援学級は担保されていますので。それがなくなったら大変なことになるんですけれども。特別支援教室というのはそうではなくて、いわゆる特別支援教室です。学級とは違って取り出し指導をしたり、個の指導をしたりという部屋を、今は新しくつくっていただいている部屋を転用してやっているのです、4月にはなくなる運命の部屋なんです。

○竹田委員　そうすると、その部分は、今学校が考えられるところとしてはどの部分を……。

○松本委員　ないんです。これ以上、図書室とかぶせるわけにもいかないですし、本当にないんですね。

○藤田委員長　26年度は、普通教室2教室に転用したために、柳町小学校は非常に不自由な運営をしていただかざるを得ないという認識は、私のほうも持っております。それは26年度だけにしたい。本格的な増設ができなくても、仮教室、仮校舎等でももう少し対応しなければいけないという認識は、少人数指導の部屋とかというものについては、私のほうでも認識をしております。

ただ、それと先ほど熱田課長や竹田課長のほうからありました(3)35人学級拡大の可能性との兼ね合いで、その教室がやや相殺関係にできるんじゃないかという思いも一部にはあるんですけれども、そのあたりは現実的にはいかがでしょうか。

○松本委員　単純な質問なんですけれども、先ほど言った(2)の例示で挙げられている給食室休憩室、備蓄倉庫というのがよくわからないんです。(2)の3教室の中にこれも入ってしまうんでしょうか。

○藤田委員長　(2)というのは、26年度の部屋を確保するために潰してなくなった部屋を復元す

る意味、プラス、順当にいけば 27 年度に給食室のドライ化工事が予定されておりましたので、ドライ化工事あるいは規模拡大に伴って 1 教室分ぐらいは必要になるだろうということの 3 教室、新たに教育環境確保というよりはもとの環境を取り戻すために、26 年度に無理していた環境を復元するためと、給食室をドライ化するために必要な 3 教室という意味なんです、もともとは。

○松本委員 ということになると、「教育環境確保のための必要教室」という意味合いではないですね。教育環境確保のための必要教室というのは、今ないわけで、教育環境を確保するために必要だから、その教室を幾教室見込みますよという意味と私は捉えていたので、来年 1 年間でも 2 教室増に伴ってなくなったものを復元するのであれば、教育環境確保のための必要教室という意味合いとは違うんじゃないかと思うんですけれども。

○藤田委員長 確保というよりは復元ですかね。

○松本委員 それを 3 教室と打ち出されてしまうと、意味がちょっと違うかなという気はするんですね。

○藤田委員長 松本校長先生が必要な部屋としては、先ほど言われた……。

○松本委員 最低限絞り込んでも、純粹に少人数、教育相談、特別支援教室という 3 教室なので。

○藤田委員長 うち、少人数指導の部屋は復元される。もう 1 室必要？

○松本委員 少人数指導教室は復元対象ではないんですよ。本校はもともとないんです。

○藤田委員長 そうですか。

○竹田委員 そういう意味では、校長先生のお話だと、この「教育環境確保」という言葉がちょっとわかりづらいというのがあって、復元の部分と重なってしまっている部分があるかもしれないんですけれども、柳町については少人数指導教室は実際にはないので、ここは新たに今回検討していく中で、1 室確保すべきだという考え方で入れてあります。先ほど先生のほうで、少人数教室と教育相談室と特別支援教室、3 つほど例示を挙げられています。そのうちの 1 つは恐らく共通認識なのかもしれませんが、あと 2 部屋分については、そこまでの必要性については、我々と少しギャップがあるのではないかとは思いました。

○前嶋委員 (2) の例に少人数指導教室とかを出すのがおかしくて、復元でしたら、なくなったのは小会議室と地域との連携を図る P T A 室、備蓄倉庫と特別支援ですね。ですから、復元するという意味でお書きでしたら、この項目は間違いです。松本校長先生がおっしゃっている教育活動に関して必要だと思われるものはそれとはまた別にありますから、そこに入ってくるのが、今の少人数指導教室とかいうくくりになります。

○竹田委員 ちょっと確認ですが、事務局のほうで、今回2教室つくった関係でその機能か何かを廃止している部屋の状況がわかれば、説明してほしいんですけども。

○主事 今回、夏から工事をやっている普通教室に転用したところは、まず職員の更衣室、あとPTA室、これから始める放送室と備蓄倉庫の半分です。今、その備蓄倉庫の半分以上を特別支援の部屋に仮に入れさせていただいております。

○竹田委員 今事務局から話がありましたけれども、そこが25年中に26年に2教室を確保するためやりくりをしていた、いずれ復元しなければいけない中身だろう。ただ、その中で、例えば放送室であれば、パソコン教室の一部のところを持っていくという形でしのぐということで1年間考えているところなんですけれども、それをまた1つの部屋として、ほかの部屋よりも優先して復元する必要があるのかどうか。なかなかこういう厳しい状況の中で、場合によっては、その辺は精査していく必要があるのかなという思いはございます。そこはご相談という形になりますけれども、復元ということでいきますと、今事務局から話があったところが、復元について考えなければいけない部分だと私は認識しています。

○藤田委員長 それでは、今までの話をまとめさせていただくと、2の「必要な教室数」の(2)「教育環境確保のための必要教室等 3教室」という中身ですが、私は先ほど復元と申し上げたんですが、復元という意味では、こちらに挙がっているのは備蓄倉庫のみで、逆に、転用されてこちらに挙がっていなかったのがPTAさんなどが使っていた会議室、更衣室、放送室等ということになろうかと思えます。少人数指導教室に関しては、教育環境確保のために増設が必要な部屋という意味でここに載っているようですし、給食室休憩室は先ほど申し上げた給食室のドライ化に伴うものということでご理解をいただきたいと思えます。

前嶋委員、どうぞ。

○前嶋委員 今おっしゃったこととほとんどかぶってしまうので、結構でございます。ありがとうございます。

○藤田委員長 それを踏まえまして、松本校長先生からは、教育環境確保という意味であれば、少人数指導教室だけではなくて、教育相談室、特別支援教室が欲しいというご意見がございましたが、これは丸々普通教室1室分の広さを要するものでしょうか。

○松本委員 いえ、教育相談室と特別支援教室は2分の1ずつで十分だと思います。

○藤田委員長 広さとしては2分の1ずつという内容です。あと、会議室等について、現在は復元対象には入っていないくて、学務課の説明によれば、(3)の国の制度による35人学級の拡大がしば

らくはなさそうだから、その間等には使っていただけるんじゃないかという説明だったと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○竹田委員 私がそういう意味で冒頭申し上げたのは、例えばこれからいろいろ作り込んでいく中で、国庫補助の対象というものを考えたときに、国のほうはこの制度がある程度決まっていて、絶対確保しなければいけない対象については一定対応してくれるのですけれども、そこが見えないところについては、やはり国のほうは対応してくれない。区の一般財源の持ち出しでやらざるを得ないところも出てくるということもあって、その辺の制度が、決まったところであれば大きくつくことも考えられなくはないという思いはあるのですけれども、そういう状況だと、どこまでやるべきなのかというのは少し慎重に考えたほうがいいのではないかという思いがございませう。

○鶴沼委員 私はハードを担当している者なので、例えば2の(2)の例示が、それぞれ聞く方の想定しているものとずれているというご指摘を受けてきたように聞いていたんです。ただ、それはあくまでも例示であって、例示のイグザンプルの幅をここで決めることよりも、簡単に言うと、何教室分足すことを目標として議論するのがよろしいのかというプロセスのお話を伺っていたように聞こえるのです。

私はハードのほうなので数字だけを追いかけていくと、25年は普通クラス10教室で運営している学校を、さまざまな視点から21教室分を確保するような検討をすることで足りないのか。今の時点では不確定要素はあるものの、例えば35人学級ですとか人口推計は、今ここで議論しているものを是とすると、普通教室は15あれば、今のまま人口がいけば足りるけれども、プラス、クラスがふえていったりさまざまなことを考えたときに、あと6準備して、その使い方は6を半分にするのか、1つ使うのか、少人数教室にするのか、チームティーチングをするのか、それは運営の中で考えていただくとして、平成31年の15に対して、15必要だから15だけではなく、さまざまなことを考えると、あとプラス6教室を目標として議論をスタートしてよろしいかどうかということをお話しているのかなと、私はどうしてもそういうふうにお聞きするのです。

ですから、例示のことですとか、復元という表現なのかはさておき、私はハードのほうなので、15足りないなら15でいいのかなと思わないでもないんですが、それは部屋が15必要になれば、当然それに付帯するさまざまな特別なお部屋も比例してふえるわけですから、5なのかなと。5ふえて、5ふやせば倍かな。さらに、35人学級ですとか、マンションもできているのを見ると、5の目標に対してさらに6を足して21。使い方はこれから考えていただければいいとは思いますが、足りていないものについての目標数値を、あと9クラス足すというのは、今さまざま伺って

ても、第1回の目標数値として掲げるものについて、明らかに足りないというふうには聞こえないんですけども、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○藤田委員長 いや、こちらはあと12教室欲しいというご意見で、私どもの9ではない。

○鶴沼委員 9に対して3。その12というのは、「仮校舎について」の「12教室までは対応できる」の12ではなくて、ここに書いてある「上記(1)～(3)の合計により、(中略)9教室を確保する必要がある」、プラスあと3教室が必要である。そういうご発言だったわけではないように私は聞いていたんですけども、そういうご発言だったんですか。

○前嶋委員 どこを聞かれたのかよくわからないんですが、まず、松本校長先生のお話を聞かれましたか。

○鶴沼委員 当然聞きました。

○前嶋委員 何もない。今活動する場所は全くございません。つまりところが、ちゃんとした教育ができる環境にするというのを目標にするのかどうか。だとしたら、3では少ないんじゃないですかという話を我々はしているだけです。では、その3というのは何ですかという話を伺ったときに、それは復元分ですという話でした。では、復元分というのは何を指しているんですかということ、この例示だと言うので、例示は違いますよという話。そこで話はちょっと脱線したかもしれません。だけど、一番重要なのは、柳町小学校が十分な教育を児童にするためには何部屋必要なんだろうというのが、もともとの論旨です。それは9ではなくて12。例えば3のところ、今までなかったけれども、あったほうがいだろうと思われものを乗せたほうがいいんじゃないでしょうかというのが、我々の意見です。

○藤田委員長 それが8ページの、校長がおっしゃらなかった部分で言えば、多目的室、ランチルーム、PTA室、会議室のあたりで3教室分というふうにとればよろしいのでしょうか。

○前嶋委員 はい。

○藤田委員長 この点については何かありますか。

○原委員 僕は、さっきからお話を伺っていると、国の制度の35人学級が全学年に拡大するのも今の段階では未定ですし、この先、柳町小学校にどれだけのお子さんが通うかということも予測はされているわけで、その予測も含めたある一定の数が示された中で、今の段階で6教室余裕を持たせている。35人学級が全学年に拡大しない場合は、当然6教室がこのまま残るわけですから、残らなかった場合やこれ以上ふえた場合を常々考えて、より多目にとっていくと、各区立小学校20校全部が余分を常に欲しがって、うちの学校も足りない、あっちの学校も足りない、あっちがあつてこつ

ちがないという話になりかねないとは思いますが、今回、教室が足りないことが一番の重要な問題であって、子どもたちの教室を確保するためには、「設置が望ましいが、やむを得ない場合は」というものまで盛り込まなきゃいけないのか。それよりは子どもたちの教室を確保することのほうが最優先でやることであると思いますので、21教室を確保するということは非常に妥当な方法じゃないかなと、今の議論を聞いていて僕は思います。

○上原委員 参考1という資料、平成25年5月7日、「文京区立小学校教室対策の検討結果報告」5のページ目に「将来需要」が実際に書いてありまして、この数字を見たほうが実際に具体的なイメージが湧くのではないかと思います。上から2つ目が柳町小学校になります。人数が実際に書いてありまして、一番下、平成31年を見ますと、1年生から77、76、93、72と数が連なりまして、それに応じた形で学級数が設定されているかと思えます。これが40人学級になるか35人学級になるかということだと思いますけれども、こういうふうに見ると、どっちに転んでも本当におかしくないというところがあると思います。ですから、先ほども言ったとおり、6学年がそれぞれ3クラスになるかもしれないという想定が妥当なのかなと思います。

それは先ほども言いましたとおり、マンションの建設がふえてきていますし、実際一軒家でもかなり建てかえが行われて、新築のものが建てられたりしているという現状が出てきていますので、ますますふえていく。この需要推計よりもふえていくのではないかと、近隣に住む者としては単純にイメージすることができるかと思えます。以前、将来需要みたいな形で、柳町小学校、礪川、指ヶ谷を統廃合するという方針があったと思うんです。それからかなりたちますけれども、実際それとは逆に児童数が増加して、統廃合どころか、教室数が足りなくなることをそのときは想定しなかったと思いますし、そのときになってから、また継ぎはぎの建築をしていくより、多少余裕を持ってということを考えました。

○久住副委員長 今、上原委員がおっしゃるように、確かに将来はなかなかわからない部分があって、柳町の6年生を見ても、31年で73人で、35年で70人。1人でも多くなればクラスを割るというのは常識の範囲ではあるんだけど、ここまでの推計の中での3人をどう見るかという部分は考えておくべきなのかなと。それはこれから議論する中で、教室や何かが大きくなればそれだけ整備に時間がかかって、今いる子どもたちの、そこの間の教育環境は我慢しなければいけない部分が延びてくるというのは、当然考えなければいけない。

ここのミッションは、子どもたちにどういういい環境を確保していくのかということであって、今いる子どもにとっても確保していかなければならないし、将来の子どもたちにとっても確保して

いかなければいけない。それは先ほど竹田課長のほうから経費の話がありましたけれども、区としては、必要なものは必要なものとしてきちっと整備を進めなければならないと認識はしています。ただ、あくまで推計の範囲の中で、3をのり代の部分として考えられるのであれば、原委員がご指摘されたように、21の3教室、35人という部分をどう考えるかということは、この中である程度のみ込める数字でもあるのかなという感じはします。ただ、これが上振れになるのか、下振れになるのか、どうなるのかというのは誰もわからないところではあるので、そういった部分では皆さんで議論していかなければいけないんでしょうけれども、そういった整備にかかる時間的な問題等々も含めて考えていくということで、より現実的な判断をここでするというのも1つの判断なのかなとは、お話を聞いていて思います。

○鷹田委員 ちょっと違う方面から考えてみます。私のところは柳町小学校は近いです。あの地区で必ず建つマンションが今3つぐらいある。建てればすぐ売れます。ということは、必ずふえてくる。これは間違いなくふえる。ですから、そういう面から見ますと、今これでいいじゃないかということとはとても言えないですね。

○久住副委員長 建ったところには、子育て世代の方が非常に多く入られていますね。

○鷹田委員 よく入りますね。年寄りもむしろいませんね。子育て世代の人が多いですね。

○藤田委員長 今供給されているマンションのタイプがファミリータイプが多くて、幼稚園とか小学校とか。

○鷹田委員 小学校が近くていいというのが売りなんです。まず、でき上がれば全部売れますし、年寄りで少し余裕のある人が買って、貸していますよ。今3棟ぐらいありますから、あの地区だけだって何十人かは柳町小学校に行くんじゃないですかね。

○藤田委員長 下振れはしなさそうだという町会からのご意見……。

○鷹田委員 絶対にありません。あいたら私でも買います。

○藤田委員長 ずれるとしたら上振れだろうというご意見ですね。

○原委員 僕は本郷小学校のPTA会長なんですけれども、本郷の周りも新しいマンションが大分ふえてきて、やっぱり子どもの人口はふえてきてはいますが、文京区に新しく住もうとされている方は、お子さん世代の方を区立だけではなくて、私立や国立の利便性を考えてお住まいになる方がたくさんいらっしゃるの、新しく住まれた方でも必ずしも近隣の公立の小学区に通う可能性が物すごく高いわけではなくて、逆に、公立以外のところに行かれる方の率がすごく高い。もちろん数えたわけではないので何%というわけではないですけども、そういう方も非常に多いと思います

ので、僕自身の感覚からすると、区の推計が必ずしも上振れするとは思わないこともあります。

○上原委員 その辺が柳町の地域の特性が、また本郷の周辺とひょっとしたらちょっと違うのかもしれません。確かに国立が近いので、そこに行くご家庭も多いのかなと思いますけれども、指数が示すとおり、かなりの確率で公立に行くお子さんは非常に多くて、むしろ私たちの近くにいるのは公立志向の方たち、すごく公立が好きで、地域が好きでという方が非常に多いのかなという地域です。ですから、お祭りがあればすごく盛り上がりますし、子どもたちもいっぱい参加します。そういう地域性がすごく強い地域なんだなと思います。

○前嶋委員 そういう観点ではなくて、本郷小学校さんとうちの違いは何かというと、まず第一に工場が多いんです。残念なことに、工場がどんどんなくなって行って、そこに大規模マンション、中規模マンションが建っていくということなので、増加の仕方がちょっと違うというのを、鷹田さんがおっしゃっているわけなんです。そういう意味で、住んでみた実感とすると、ああ、この工場がまた廃業しちゃった、どうなるんだろうということを見て、何となく実感がします。

○鷹田委員 小石川は、むしろ昔は出版、印刷、製本の城下町でしたけれども、今その方はみんな越して、跡がマンションになりました。ただ、私たちの子どもや孫の世代は、誠之、窪町、千駄木、昭和という時代ではないので、一番現実的に近いのが本郷なんですね。

○藤田委員長 9教室の増と考えるか、12教室の増と考えるかということで、今すごく基本的なところで意見が割れているわけですが、これについて、もう少しお時間がありますので、議論をしていただきたいと思います。新たな観点からこの教室数についてのご意見等がありますか。ほぼ出尽くしている感じですかね。

○松本委員 (3)の「国の制度により」をどう読むかということ次第だと思うんです。プラス6ととれるのか、いつ直近でわからないプラス3ととれるのかで。でも、こればかりは読めないの、何とも苦しいところではあります。プラス6で読めるのであれば、学校としては、この案をいただいた中で運営していくことはもちろん可能なんですね。(3)の読みがわからない。

もう1つ、教室数にあらわれてこないんですが、冒頭に長澤先生がおっしゃってくださったように、教室数がふえる、児童数がふえることは、付随していろんなものがふえていく。それが数にあらわれてきていないところで、今回職員室の更衣室もきれいに移設していただきました。でも、現有の職員の更衣室を移設したので何とかなっているの、この学級数分、子どもがふえてきたときに、今移動してもらった更衣室で足りるかということ、それは足りないのです。男性職員には廊下で着がえてもらうしかないかなぐらいの(笑)部屋の更衣室であったり、放送室も今度、冬場移転し

てもらいます。でも、それはコンピュータールームが何とかぎりぎり、本当にコンピューターがきつきつで、やりくりしての放送室の移転なので、じゃ、それがずっと使えるのかということ、そうでもない。ただ、そんなことを言い始めたら切りがないので、数にあらわれるところだけでやっぱり議論せざるを得ないという苦しい事情は、学校はあります。

なので、結論からすれば、この（３）と（２）でプラス６と読めるのかどうか。あとは予算とというところしか申し上げられないところではありますね。

○藤田委員長 （３）の国の制度による 35 人学級拡大に関しては、多分ここにいる誰もが確信を持って答えることができないと思いますので。

○熱田委員 どうなるかわからないというものを念のため確保しておくか、あるいは、どうなるかわからないから、それはそれでまたそうなったときに考えると割り切ってしまうか。難しいのはそのどっちをとるかということなのかなと思うのですけれども、将来どうなるかわからないものを念のために確保するのは、行政としてはなかなか難しい部分もあります。ただ、上原委員もおっしゃるように、どうなるかわからないからこそというのも、これでまた足りなくなっていましたというわけにもいかないのです、そこのところも非常によくわかる。結局、どうなるかわからない部分についての考え方なのだろうと思うのですけれども、非常に悩ましいところです。

我々としては、基本的には、どうなるかわかっている部分に対応する。その中で 35 人学級、どうなるかわからない部分が 3 教室あるので、その辺は（２）と（３）とを行ったり来たり、流動的なのもかもしれないのですけれども、その範囲の中で 15 プラス 6 で何とかおさめられないかと考えているところです。

あとは、将来、この地区の子どもがどれだけの人数になるかというのは本当にわからなくて、国のほうで区の将来の人口推計を出しているのがあるのですけれども、区全体でみると、10 年もしないうちに子どもの数が減ってくるという推計が出ています。ただ、それは区全体の話であって、柳町の地区に関して言えることなのかどうかということもわからない。不確定要素が非常に多いところなんです、行政のスタンスとしては、ある程度確実な部分でということなのかなということですね。

○藤田委員長 きょう、これで結論がプラス 9 なのか、プラス 12 なのかということのを即断することはしたくないので、持ち越したいと思います。今まで試行錯誤の議論をしてまいりましたので、最後に、よろしければ長澤先生から、感想も含めまして一言頂戴して閉めたいと思います。お願いいたします。

○長澤アドバイザー 2時間半黙っているのはなかなかつらい。(笑) 大学では1人で1時間半、学生に構わずしゃべっている商売で。それはちょっと冗談として、実は私自身、文京区としての学校施設整備についての基本的な考え方を十分理解しているとは言えないと思いますし、文京区の施設建設に対する財政状況も十分把握していませんので、きょうは見間違いがあるかもしれませんが。

学校施設整備に関して、今35人学級というお話がありましたけれども、面積でいうと、クリティカルなのは35人になるかならないかというよりは、児童数の推移を見ても既に非常にふえています。先ほどのお話でも、さらにふえるということだと、今72、40人学級だと2クラスですけれども、これが80を超えると3学級になるわけです。どうも学年が40人学級のもとで3クラスになるというのは、かなり可能性が高いような数字に見えます。35人学級がそのときに効いてくるのは、それが3クラスから4クラスになってしまうところのほうがむしろ大きいように思います。それは35人学級制度でいうと105人を超えるかどうかで、それにはまだかなり余裕がある。1学年の数が7～8人ふえれば、みんな学年3クラスになるわけですから、それが先ほどの鷹田さんのお話でも、可能性がありそうだということだと、余り35人学級を議論しても、それが大きな決め手にはならない気がする。

ただし、35人学級が効いてくるとすると、国の学校施設で面積基準はクラス数に応じて決まるのです。この辺は委員会のほうが詳しいので、あれなんです、向こう3年ぐらいのクラス数で国の基準面積が決まる。その決まった面積の中でどういう部屋をつくるかというのは、実は国は何も言っていないのです。決められた教育課程がきちんと実施できる施設を、その学校とか個々の地域の考え方、実情に応じて決めればいい。もちろん基準面積を決めるためのベースとなるような部屋の種類とか数は想定して、基準面積を決めているわけですけれども、そのとおりにつくる必要はないということです。ですから、文京区としてお決めになればいい。あるいは、文京区の姿勢として個々の学校をさらに優先するというのだったら、この学校として、与えられた面積の中でどういう部屋をつくるか。

ただし、既存の施設はあるわけですから、基準面積、あるいは必要面積と呼んだりしますけれども、必要面積から保有面積を引いた分が増築できる資格のある面積ということになるわけです。その面積をどういうふうに割っていくかということで、その結果として、教室を幾つつくるか、もっとほかに共通にこういう部屋が必要だということでも出されてはいたけれども、そういう部屋を、その数に個々に必要な面積として割り当てていけばいい。先ほどの特別支援教室であれば2分の1教室ぐらいでいいですとかそういうことであれば、そういう面積をはめていって、全体の必要面積

の中でおさめていけばいいということだと思っております。ですから、9教室にするか、12教室にするかということより、大きな面積の中での配分の仕方ということで考えていけばいいということになると思います。

ただし、これは一般論であって、文京区さんとして、国の基準面積に対して、こういう面積でこれまで整備してきた、あるいはこれから整備していく方針であるということもおありでしょうから、そういう方針のもとに、今申し上げたことをお考えになればいいと思います。ですから、大事なものは教室数が9とか12とかというより、資格がある面積を何に割り当てていくかということで少し整理をされると、次が見えてくるのではないかと。

先ほどから、校長先生とかPTAの委員の方から出されている室名は、当然必要な部屋しか出てきていません。備蓄とかそういうのも、それは学校の防災的な役割を果たすために当然必要な施設だと思いますし、余分な室名は全く出てきていないので、それは基本的に確保するぐらいな方針で進めていいんじゃないかと。

どういう資格面積があるかという情報が今わからないので、これ以上は……。今の国の制度でいいますと、資格面積は14クラス+特別支援学級の数に相当する基準面積ということになりますから、それがどのくらいの面積か確かめて、現有の面積を引いて、その資格面積がどれくらいあるか。そこからスタートするというのが、皆さんの意見を集約して、どういう可能性があるかということを確認する方法だと思います。

ただし、一方で、今度の場合、1つは敷地がなかなか厳しい条件にありますので、資格があるから、その分全部建てようと思って、その結果として運動場が狭くなってしまうとか、建てかえが非常に厳しくなってしまうとか、高さとかいろんなことで近隣との関係とか、そちらからどのくらい建てるのが妥当かという判断がもう1つあると思います。

もう1つ、一般的には、ほかの学校との水準の違いみたいなものが余り出ないようにという判断もあると思いますし、その辺が総合的にということになると思いますけれども、まずはどのくらいの資格面積があるかというところの整理を一回。ただ、この9とか12とかという議論は、それをもう超えているということですか。

○竹田委員　そこは再確認させていただきたいと思います。

○長澤アドバイザー　その基本的な情報を整理して、次回、きょうのような議論をされると、そこで何か見えてくるような感じがします。

○藤田委員長　貴重なアドバイスをいただきましたので、次回はその資料と、現況の柳町小学校の

1階だけではない、全ての平面図等、議論の参考になるような資料をもう少しそろえさせていただきます。もう一度この議題について話し合っ進んでいきたいと思ひます。

予定時刻をちょっと過ぎてしまひましたが……。

○前嶋委員 濟みません。最後に本当に一言だけなんですけれども、PTAのほうで考えた案が本当にできるのかどうか、どのくらいかかるのかという見積もりの要望書を出させていただきます。いろんところで計算なさるのでしたら、その計算もぜひハードのほうでしていただければと思ひます。

○藤田委員長 学務課長のほうはコストのお話を少しさせていただきましたが、まずコストありきでこの会議体をやろうとは思っておりませんで、もともと必要な教室数から共通認識に立ちましようということ、その上でどういふ像が望ましいのかというのを1つずつ積み上げていきたいと思っております。両方同じぐらい、匹敵するよふ案が出た場合に、それはやっぱりコストで決めましようということになって、そのときには平米単価で大枠を出すしかないかもしれないけれども、コスト比較等もしてみたいと思ふので、本日の資料にも載っておりますPTAさんの考えられている案で、私どもにコストを出してくれというのでは、根拠薄弱のよふものになってしまうので、この時点ではコストを出すことはしないほうがいいと思っているということ、私からお伝えしたいと思ひます。必要になれば、平米単価から比較するということはあり得ると思っております。

○前嶋委員 わかりました。

(7) その他

○藤田委員長 では、事務局、次回の予定等をお願いいたします。

○施設係長 次回の日程につきましては、あらかじめ決めさせていただきます。12月20日(金曜日)の18時30分より開催させていただく予定でございます。会場等詳細につきましては、後日、委員の方には通知をさせていただきますと思ひます。もしご都合等が悪い場合がありましたら、事前にお知らせいただければと思ひます。また、会議の運営等でも諮りましたよふに、検討委員会の資料についても事前に送付を要請しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは以上でございます。

○藤田委員長 それでは、本日どうもありがとうございました。

(20:38)